

令和6年広審第17号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年10月22日09時50分

香川県小豆島大角鼻南方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	モーターボートA
総トン数		5.5トン
登録長		11.36メートル
機関の種類		ディーゼル機関
出力		423キロワット
船種	船名	モーターボートB
総トン数		2.6トン
登録長		6.68メートル
機関の種類		ディーゼル機関
出力		69キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪及び機関操縦レバー、操舵室前部の棚に右舷側から順にレーダー、GPSプロッター、魚群探知機、ソナー及び魚群探知機をそれぞれ装備し、舵輪の後方に操縦席を設けたFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和5年10月22日06時00分岡山県宇野港を発し、香川県屋島湾北部の釣り場に向かった。

a受審人は、07時00分目的の釣り場に到着して漂泊した状態で釣りを行った後、香川県大福部島南方沖合の釣り場に移動し、釣果がなかったので、09時40分同釣り場を発進して同県風ノ子島南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、発進時に前方を一見して船舶を見掛けず、09時42分大角鼻灯台から256度（真方位、以下同じ。）2.3海里の

地点で、針路を080度に定め、機関を回転数毎分1,650にかけて18.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a 受審人は、前方に船舶を見掛けなかったので、GPSプロッターの船首方位を確かめながら操船を続け、09時46分半少し過ぎ大角鼻灯台から251度1.0海里の地点に達したとき、正船首1.0海里的のところに、Bを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから、漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a 受審人は、Bを避けることなく続航し、09時50分大角鼻灯台から160度300メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船尾部に、後方から55度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の西南西風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪及び機関操縦レバー、操舵室前部の棚に魚群探知機一体型のGPSプロッター（以下「魚探」という。）及びレーダー、操舵室後方囲壁右舷側に別の舵輪及び機関操縦レバーをそれぞれ装備し、汽笛を備えたFRP製モーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日05時30分兵庫県妻鹿漁港を発し、小豆島東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、08時20分前示釣り場に到着して魚探で探索を行い、魚群の反応がなかったので、08時50分小豆島南方沖合に至り、釣果を求めて移動を繰り返した後、09時44分衝突地点付近で、船尾マストに黒色のスパンカーを展開して南東方に向首し、機関を中立運転として漂泊を始め、操舵室後方右舷側から釣りざおを出して釣りを開始した。

b受審人は、09時45分右舷後方約1.5海里のところにAを初認し、09時46分半少し過ぎ衝突地点で、船首が135度を向いていたとき、同船が右舷船尾55度1.0海里のところとなり、その後Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、自船はスパンカーを展開して漂泊しているので、航行している相手船が避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

b受審人は、警告信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、09時50分僅か前右舷船尾至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が135度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に擦過傷を生じたが、のち修理され、Bは、右舷船尾部外板に破口を伴う擦過傷等を生じ、のち廃船処理された。また、b受審人が、約2週間の加療を要する腰椎捻挫、右大腿部打撲症及び右大腿部皮下出血を負った。

(航法の適用)

本件は、小豆島大角鼻南方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点は瀬戸内海であるものの、海上交通安全法

第1条第2項の規定により同法適用除外海域に当たることから、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、小豆島大角鼻南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、小豆島大角鼻南方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂流中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、小豆島大角鼻南方沖合において、釣りを行う目的で漂流中、右舷後方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船はスパンカーを展開して漂流しているので、航行している相手船が避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わな

かった職務上の過失により、同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年10月23日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿